

徳島県告示第六百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和四年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区間	延長 （メートル）	供用開始の期日
四九二号	美馬市木屋平字川井一〇 二番一地从から 同 番一地从先まで 三三二	二七六・二	令和四年十二月九日